

エコドライブ推進講師設置要綱

(目的)

第1条 エコドライブや地球温暖化に対する知識を有するエコドライブ推進講師（以下「講師」という。）を派遣し、仕事や私生活等で自動車を使用する県民を対象に、学校、企業、地域など様々な場で講習を実施する。講師派遣を通じて、県民一人ひとりの環境意識の高揚を図るとともに、環境負荷の軽減や安全運転に寄与するエコドライブの取組を促進することを目的とする。

(職務)

第2条 講師は、県からの依頼により、学校や企業、地域等における講習会等において、エコドライブに関する知識の普及・啓発を行い、受講者の環境意識の向上や安全運転への意欲増進を図るものとする。

2 講師は、県が用意した資料を用いて講習を行うものとする。

(活動期間)

第3条 活動期間は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任することができる。

(委嘱)

第4条 知事は、エコドライブや地球温暖化に対する知識を有する者を講師に委嘱する。

2 前項の委嘱を受ける者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないことを誓約書（第2号様式）により誓約するものとする。

3 辞任を希望する場合はすみやかに大分県生活環境部脱炭素社会推進室に申し出るものとする。

(委嘱手続)

第5条 委嘱を希望する者は登録票（第1号様式）、誓約書（第2号様式）、口座振替依頼書（第3号様式）を、別に指定する期間までに提出することとする。

(講師の派遣)

第6条 県は委嘱した講師に対し、派遣要請をメールまたは郵送にて行う。なお、派遣の決定は、派遣要請への回答が早かったものから順に行う。

(謝金等)

第7条 県は、予算の範囲内において、講師に対して謝金、旅費を支給する。

(情報提供)

第8条 県は、講師に対して講習資料を提供するなど、エコドライブや地球温暖化に関する情報を提供する。

(庶務)

第9条 講師に関する事務は、大分県生活環境部脱炭素社会推進室で行う。

附則

この要綱は、令和 5年 8月 14日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6年 1月 10日から施行する。